

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	環境局環境管理部環境管理課（環境保全対策グループ）（06-6615-7923）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	揮発性有機化合物排出施設の構造等の計画変更命令、設置計画の廃止命令
概要	大気汚染防止法第17条の5第1項又は第17条の7第1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出があった場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度が、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき、揮発性有機化合物排出施設の構造等の計画変更又は設置計画の廃止を命令することができる。
根拠法令等 及び条項	大気汚染防止法第17条の8
処分基準	大気汚染防止法第17条の5第1項又は第17条の7第1項の届出があった場合において、その届出に係る揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度が、その揮発性有機化合物排出施設に係る排出基準に適合しないと認めるとき
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html
備考	